



宇都宮地方裁判所 西岡 清一郎 所長

米並みに凶悪化、低年齢化し、件数も右肩上がりに増えている今、「誰もが『裁判とは無関係』とは言つていられません。」

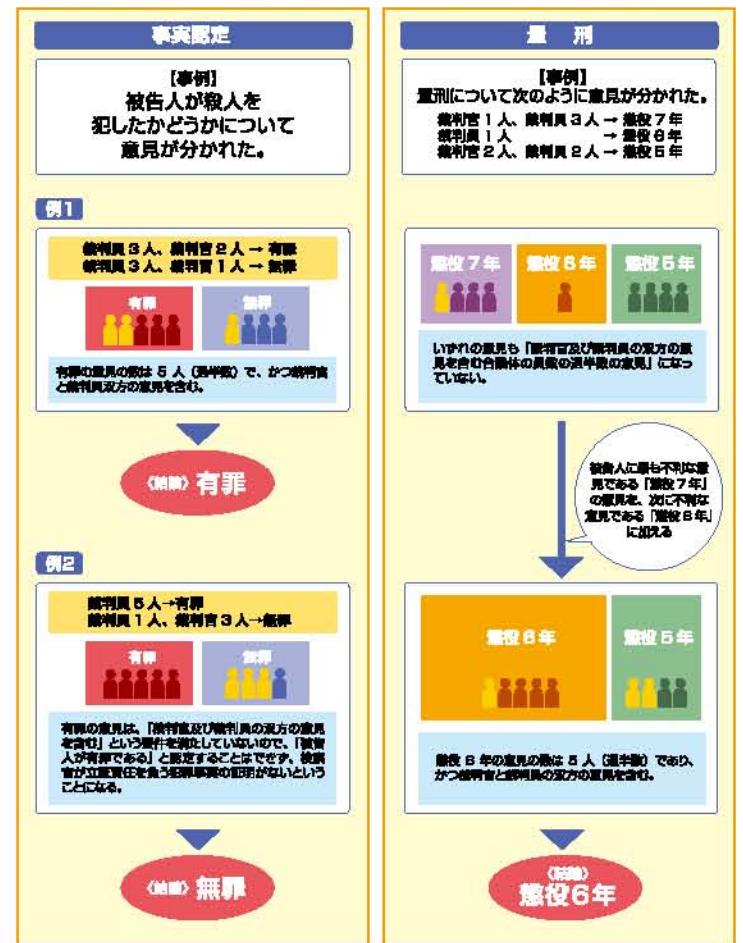
裁判員制度のスタートを前にさあざまな不安や疑問が取り沙汰される中、宇都宮地方裁判所の西岡清一郎所長を訪ね、裁判員制度の概要と裁判員の役割などについて伺いました。

裁判員制度で裁判が変わる

宇都宮地方裁判所の玄関を入れると、正面には大きな案内看板。階段脇のスペースには裁判員制度の紹介コーナーが設けられ、一般に向けて制度の内容を分かりやすく解説したパンフレットなどが並んでいます。所内の案内表示も分かりやすく一新され、以前と比べると明るくすっきりとした雰囲気になりました。すでに裁判員制度に対応した設備を備えた2つの法廷の増築工事も終わり、今、宇都宮地裁では制度開始に向けた準備が着々と進んでいます。

「これまでの日本の刑事裁判は、裁判官、検察官、弁護士が必要【図1参照】。裁判員の意見が、裁判官の意見と同じ重みを持つという点が新たな制度の大きなポイントです。」

【評議で意見が一致しない場合の多数決の方法】



米並みに凶悪化、低年齢化し、件数も右肩上がりに増えている今、「誰もが『裁判とは無関係』とは言つていられません。」

裁判員制度のスタートを前にさあざまな不安や疑問が取り沙汰される中、宇都宮

地方裁判所の西岡清一郎所長を訪ね、裁

判員制度の概要と裁判員の役割などについ

て伺いました。

宇都宮地方裁判所の玄関を入れると、正

面には大きな案内看板。階段脇のスペー

スには裁判員制度の紹介コーナーが設けら

れ、一般に向けて制度の内容を分かりや

すく解説したパンフレットなどが並んでいま

す。所内の案内表示も分かりやすく一新さ

れ、以前と比べると明るくすっきりとした

雰囲気になりました。すでに裁判員制度に

対応した設備を備えた2つの法廷の増築工

事も終わり、今、宇都宮地裁では制度開

始に向けた準備が着々と進んでいます。

「裁判員制度の導入は、日本の法曹界に

とっては明治以来の大変革。革命と言つて

もいいほどです」と西岡所長は、まず裁

判員制度がもたらす影響の大きさを口に

しました。

かつて日本でも「大正デモクラシー」の

時期に陪審員制度が行われたことがあ

りますが、これは納税額が一定以上の男子

の中から選ばれた陪審員が重大事件に

て審理し、有罪・無罪の結論を裁判官に答

申するもので、裁判官は陪審員の結論には

拘束されず審理のやり直しを命ずることが

できました。結局この制度は定着せず、導

入から約15年で停止されました。

新たな裁判員制度では、重大な犯罪で起

こりました。

そこで、裁判をもつと国民に根付いたも

の、一般国民の感覚で理解できるものにし

てもらうことから裁判員制度が立法

されました。三人寄れば文殊の知恵」と

言いますが、6人ならその倍、さまざま

な意見が出てくると思います。

広い層の声を審理に取り入れることで、

より国民の意識に近い裁判が実現できると

いう法律のプロ3者によって行われ、その

判決は国民から裁判所に委ねられています。

た。法律のプロによる裁判では、専門性の

高いいねいで慎重な検討が行われますが、

反対意見により次第に熱を帯びていき、評

決にいたるまでのドラマチックな展開。

年齢や職業、感覚も違う一般市民が集い、一人

の少年の人生を左右する評決を下す陪審

員裁判は、テレビドラマ「大岡越前」に代

表される日本の裁判物語とはまったく異な

るものでした。この作品は日本でも大ヒッ

裁判員制度

特集

より身近に、わかりやすく。
國民参加の刑事裁判がまもなくスタート。

宇都宮地方裁判所・西岡清一郎所長に聞く
平成16年5月の「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」成立から5年。

いよいよ平成21年5月21日から「裁判員制度」がスタートします。

全国各地で説明会や模擬評議などが行われ、最近はテレビや新聞などでも話題の「裁判員制度」。しかし、その詳しい内容についてはよく分からないという経営者も多く、「負担が増えるのでは：不安です」という声も聞こえています。開始まで残すところ約半年。この機会に制度への理解を深め、安心して開始の時を迎えるよう。



裁判員制度に対応するため増築された法廷。車いすでの入廷もでき、壁面には2台の大型モニターが設置されている

「裁判員制度導入」のニュースを聞いて、ニキータ・ミハエルコフ監督の映画「12人の怒れる男」を思い起こした人も多いのではないかでしょう。陪審員たちの議論が一人の反対意見により次第に熱を帯びていき、評決にいたるまでのドラマチックな展開。年齢や職業、感覚も違う一般市民が集い、一人の少年の人生を左右する評決を下す陪審員裁判は、テレビドラマ「大岡越前」に代表される日本の裁判物語とはまったく異なるものでした。この作品は日本でも大ヒット

判決は国民から裁判所に委ねられています。法律のプロによる裁判では、専門性の高いいねいで慎重な検討が行われますが、反対意見により次第に熱を帯びていき、評決にいたるまでのドラマチックな展開。年齢や職業、感覚も違う一般市民が集い、一人の少年の人生を左右する評決を下す陪審員裁判は、テレビドラマ「大岡越前」に代表される日本の裁判物語とはまったく異なるものでした。この作品は日本でも大ヒット



宇都宮地方裁判所（宇都宮市小幡）

本を守っていただこうとお願いします。一部の企業では有給扱いとすることを決めたり、さまざまな優遇制度を設ける取り組みが進んでいますが、1人の人間の労働力が大きい中小企業の社長さんたちにとって裁判員制度が負担だというのはよく分かります。私たちも、できるだけ負担を軽減できるよう努めています。人それぞれ、さまざまなかasesがあると思いますので、分からぬことや困ったときには、ぜひ裁判所に相談してください。国民の皆さんに参加やすいシステムを作るよう、弾力的に検討していきます」

西岡所長が負担を軽減する取り組みの一つとして示したのは、12月までに名簿記載通知とともに届く調査票の活用法です。

「調査票には、1年を通じた辞退の申し立ての有無、裁判員となることに特に支障のある特定の月の有無などを書き込む欄があります」として示したのは、裁判員制度の開始後、実際に栃木県では

本を守っていただこうとお願いします。一部の企業では有給扱いとすることを決めたり、さまざまな優遇制度を設ける取り組みが進んでいますが、1人の人間の労働力が大きい中小企業の社長さんたちにとって裁判員制度が負担だというのはよく分かります。私たちも、できるだけ負担を軽減できるよう努めています。人それぞれ、さまざまなかasesがあると思いますので、分からぬことや困ったときには、ぜひ裁判所に相談してください。国民の皆さんに参加やすいシステムを作るよう、弾力的に検討していきます」

西岡所長が負担を軽減する取り組みの一つとして示したのは、12月までに名簿記載通知とともに届く調査票の活用法です。

「法律は、人が生きるために人間が作るものです。そして、人間のことを判断できるのは、人間だけです。被告人の有罪・無罪と刑罰を決める刑事裁判が、たいへん重いものであることは間違いないかもしれませんが、裁判員として参加することは社会の現実を見つめ、人間の在り方について考えるすばらしい機会になります。新しいことを始めるのはたぶんないことですが、社会のために果たす役割の一つとして裁判員制度を理解していただきたいと思います」

西岡所長の言葉からも、変革を恐れず制度をスムーズに運営していくことという裁判所の姿勢が伝わってきます。

裁判員制度の開始後、実際に栃木県では法廷内のディスプレイに事件現場の状況などを視覚的に分かりやすく示したり、難解な法律用語を理解しやすいものに改めるなど、分かりやすい裁判、審理の実現に向けて、多角的な検討が進められています。

「法律は、人が生きるために人間が作ったものです。そして、人間のことを判断できるのは、人間だけです。被告人の有罪・無罪と刑罰を決める刑事裁判が、たいへん重いものであることは間違いないかもしれませんが、裁判員として参加することは社会の現実を見つめ、人間の在り方について考えるすばらしい機会になります。新しいことを始めるのはたぶんのことですが、社会のために果たす役割の一つとして裁判員制度を理解していただきたいと思います」

西岡所長の言葉からも、変革を恐れず制度をスムーズに運営していくことという裁判所の姿勢が伝わってきます。

栃木県の裁判員裁判



広報用映画パンフレット
裁判員制度をわかりやすく伝える広報用映画も制作された

どのような裁判員裁判が行われることになるのでしょうか。まず、実施場所は全国に50ヵ所ある地方裁判所の本庁と、地方裁判所の支部10ヵ所と決められているので、県内では宇都宮地方裁判所1ヵ所のみとなります。次に、裁判員裁判の対象となる事件は、以下のような重大な犯罪が代表例として挙げられています。

- 殺人罪 人を殺した場合
- 強盗致死傷罪 強盗が人を殺害させ、あるいは死亡させた場合
- 傷害致死罪 人をけがをさせ、死亡させた場合
- 現住建物等放火罪 人が住んでいる家に放火した場合
- 危険運転致死罪 泥酔した状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合
- 身代金目的誘拐 子どもに食事を与えず、放置し死亡させた場合
- 保護責任者遺棄致死 身代金を取る目的で、人を誘拐した場合
- 泥酔した状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合
- 身代金目的誘拐 子どもに食事を与えず、放置し死亡させた場合

平成19年の統計を見ると全国の対象事件数は2643件。これは全国の地方裁判所における繁忙期の違いなども調査中ですが、地域や会社の規模によっても違いは大きいと推測しています。また、断続的に仕事が入り、1年間の予定が読めないといふ会社もあるでしょう。私たちが知らないことは、たくさんあります。ですから、調査票にはどんな書き込んで、「どの程度の負担になるかを教えてほしいと思います」

さらに、裁判そのものの精神的な負担や不安については、「先ほども申しましたが、真剣に考える」ということが大切です。裁判のなかで人が人を判断するということを考えることは、被告人の有罪・無罪と刑罰を決める重いものです。だからこそ「きちんと真剣に考える」ということが大切です。裁判の中でも人が人を判断するということへの不安、たぶんの側面を消すことはできないかもしれません。しかし、裁判員制度は真剣にもっと考えることができる制度です。国民の義務であることは間違いませんが、法律によるものが不可能な制度ではありません。9人で話し合うことにより、認識が変わったり、何か得るものもあるはずです。社会のためには話しかけて、前向きに、社会のためにできる役割を果たしていくべきだと思います」と、制度の理解を求めていました。

今、裁判所が危惧しているのは、制度開始後第1回目の裁判に裁判員として参加した人たちへのマスコミの取材攻撃。「注目されることは間違いないありませんが、事前に裁判所からマスコミに要請するなど、対応策を検討しています」と、この点についても裁判員の負担にならないよう配慮されています。

「事業主の対応方法について西岡所長に尋ねました。例えば、従業員が裁判員に選任された場合、有給扱いにしなくてはならないのか、拘束日数や時間はどのくらいか、どんなに忙しくても辞退することはできるのか……」などと疑問がわいてきます。

「事業主の皆さんには、裁判員に選任された場合、有給扱いにしなくてはならないのか、拘束日数や時間はどのくらいか、どんなに忙しくても辞退することはできるのか……」などと疑問がわいてきます。

「事業主の皆さんは、裁判員に選任された人に対して不利益取扱いはしないといった人に対し不利益取扱いはしない」という基づいて、裁判員へのさまざまな負担と、起訴後になりますが、自分が裁判員に選任され審理に参加することになる可能性があると考えると、地域で起こる犯罪事件が人ごとではなく、身近な社会で起きていくという実感がわいてきます。裁判員制度の導入には、安全・安心や、教育、社会システムなど、さまざまな地域の課題と向き合い、住民一人ひとりが真剣に考えるきっかけとなるという側面もあるようです。

つまり、栃木県は裁判員に選ばれる確率が高く、試算方法により若干の違いはあるますが、選任確率は3289人に1人、全国5番目の高確率と報道されています（10月16日付下野新聞）。

確かに、栃木県は人口に対して重大な犯罪事件が多い県です。しかし、犯罪はテレビドラマではなく、現実の社会で起こっています。裁判員制度は、事件に目を向け、人間を見つめるきっかけにもなるのではないかでしょうか。裁判員制度の対象となるのは、平成21年5月21日以降に起訴された事件ですから、来年2月から3月ごろに重大な事件が起これば、対象事件となることも考えられます」と西岡所長。

すでに管内の裁判員候補者予定者名簿（5440人）は県内31市町の選挙管理委員会により作成され、候補者は11月下旬から12月ごろまでに名簿記載通知が届きます（図2参照）。コンピュータによる「くじ」で裁判員を選ぶ選任手続は対象事件

企業の対応は

書き込んでください。現在、裁判所では業務による繁忙期の違いなども調査中ですが、地域や会社の規模によっても違いは大きいと推測しています。また、断続的に仕事が入り、1年間の予定が読めないといふ会社もあるでしょう。私たちが知らないことは、たくさんあります。ですから、調査票にはどんな書き込んで、「どの程度の負担になるかを教えてほしいと思います」

さらに、裁判そのものの精神的な負担や不安については、「先ほども申しましたが、真剣に考える」ということが大切です。裁判の中でも人が人を判断するということを考えることは、被告人の有罪・無罪と刑罰を決める重いものです。だからこそ「きちんと真剣に考える」ということが大切です。裁判の中でも人が人を判断するということへの不安、たぶんの側面を消すことはできないかもしれません。しかし、裁判員制度は真剣にもっと考えることができる制度です。国民の義務であることは間違いませんが、法律によるものが不可能な制度ではありません。9人で話し合うことにより、認識が変わったり、何か得るものもあるはずです。社会のためには話しかけて、前向きに、社会のためにできる役割を果たしていくべきだと思います」と、制度の理解を求めていました。

今、裁判所が危惧しているのは、制度開始後第1回目の裁判に裁判員として参加した人たちへのマスコミの取材攻撃。「注目されることは間違いないありませんが、事前に裁判所からマスコミに要請するなど、対応策を検討しています」と、この点についても裁判員の負担にならないよう配慮されています。

「事業主の対応方法について西岡所長に尋ねました。例えば、従業員が裁判員に選任された場合、有給扱いにしなくてはならないのか、拘束日数や時間はどのくらいか、どんなに忙しくても辞退することはできるのか……」などと疑問がわいてきます。

「事業主の皆さんは、裁判員に選任された人に対して不利益取扱いはしない」と明記されています」と、制度への理解を求めました。

今、裁判所が危惧しているのは、制度開始後第1回目の裁判に裁判員として参加した人たちへのマスコミの取材攻撃。「注目されることは間違いない」と明記されています」と、制度への理解を求めました。

以前は、裁判所からマスコミに要請するなど、対応策を検討していました。裁判所が準備が進められています。裁判員には、裁判員の氏名、住所、その他の個人を特定するに足りる情報を守り、事件関係者から危害を加えられることがありますように、「裁判員のプライバシーを尊重する」とあります。それから、他の個人を特定するに足りる情報を公にしてはならない」と明記されています。

裁判所に参加しても氏名などは公表されませんし、事件に関連して裁判員等に接触することは禁止されている上、その親族に対して面会、文書送付、電話、その他法を問わず脅迫行為を行った者に対する罰則も定められています。これは、過去に裁判員であった場合にも適用され、その人を特定できる情報は、本人が同意しない限り公開されることはありません。

その他のにも、経済的な負担がないよう日本語で旅費（場合によっては宿泊費）を支給するなど、裁判員の処遇に関しては、裁判員法にさまざまな定めが設けられています。裁判員に選任されることが大きな負担だと感じる必要はありません。

「不安を取り除くには、制度をよく知つたのが一番」と西岡所長。裁判所では、ウェブサイトでわかりやすく制度を解説したり、人気俳優が主演する裁判員制度広報用映画を作成するなど、積極的な広報活動を展開しています。制度への疑問や、負担の重さへの不安を感じたらパンフレットやサイト、映画を見て、日本の司法制度について考えてみましょう。それが不安解消への近道。スターの時は、もうすぐそこまで来ています。

■【選任手続の流れ】

前年の秋ごろ

名簿の作成

○各地方裁判所ごとに、管内の市町村の選挙管理委員会がくじで選んで作成した名簿に基づき、翌年の裁判員候補者名簿を作成

前年の12月ごろまで

候補者への通知・調査票の送付

○裁判員候補者名簿に記載されたことの通知
○就職斡旋止め由や客観的な該選事由に該当しているかどうかなどを尋ねる調査票を送付

事件ごとに名簿の中からくじによる選定

○事件ごとに、裁判員候補者名簿の中から、くじにより裁判員候補者を選定

選出の日選前まで

選出手続期日のお知らせ(呼出状)・質問票の送付

○くじで選ばれた裁判員候補者に選出手続期日のお知らせ(呼出状)を送付
○該選事由の有無などを確認するための質問票を送付

選出手続

○選出手続の当日、裁判員から裁判員候補者に對し、幹選希望の有無・理由、不公平な裁判をするおそれなどについての質問

6人の裁判員を選任

○最終的に事件ごとに裁判員6人を選任(必要な場合は補助裁判員を選任)

これはどうなの?

裁判員制度



どの制度を設けておく必要はありますか?



企業と裁判員制度Q&A

Q 会社を経営しているのです
が、裁判で何日も不在にするのは難しいと思います。辞退できないのですか?

A 原則として辞退はできません。ですが、次のような場合には辞退できることがあります。

- ・70歳以上の人
- ・学生、生徒
- ・妊娠中や出産直後（8週間以内）
- ・妻や娘の出産のための入退院のつきどい、または出産の立ち会い
- ・重い病気やけが
- ・親族、同居人の通院等のつきどい
- ・親族や同居人の養育、介護
- ・自分が処理しないと著しい損害を生じる恐れのある重要な仕事がある
- ・父母の葬式等、別の日にはできないような社会生活上の重要な用務がある

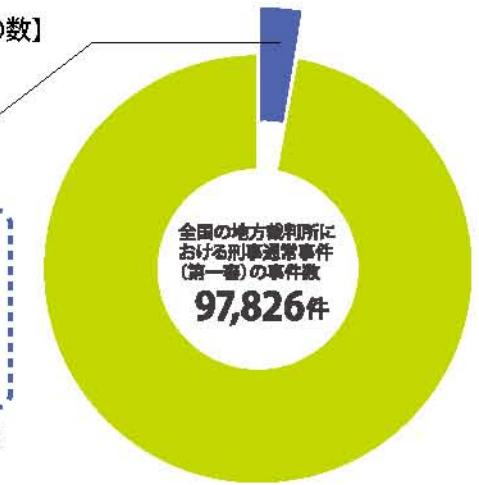
断によることがあります。
その意味でも、前の質問にあった特別休暇制度を早めに整備しておくことにより、社員が安心して裁判員の仕事をおこなえるようになります。

ちなみに、裁判員の日当は、職務に対する報酬ではありませんので、裁判員が有給休暇を取つて裁判に参加し、日当を受け取つても、二重取りにはなりません。

Q 裁判員には守秘義務がある

A 法律上は、何人も裁判員であることを特定できる情報を公にしてはならないと定められており、その中には裁判員自身が、自分が裁判員であることを公にすることもあります。とはいっても日常生活の中今まで公表しないことは不可能でしょう。家族や友人など親しい人に話すことは、問題ありません。

Q どのようにですが、任命されたこととも秘密なのですか？



Q 裁判になると、長時間拘束されたり、評決が出るまで帰宅できなかつたりするのですが。

A 外国映画の影響で、そういう心配をする方も多いようです。そんな方式をとっている国もあるようですが、仮に丸一日かかつたとしても途中でしつこく聞いたらしくして

Q 裁判員には守秘義務がある

A 同様に、休むことによつて影響を受ける同僚や上司などにも話しても大丈夫です。されどできなくては、そもそも休むことをできないでしょう。

ちなみに、裁判が終了して裁判員でなくなりてしまえば、「私は裁判員でした」と公表しても構いません。ただ、評議の内容や、裁判員の職務上知りえた秘密（事件関係者のプライバシーや他の裁判員の名前など）は守秘義務がありますので、気をつけてください。

会社の中でも、守秘義務に関することを、たとえば飲んだ勢いなどでしつこく聞いたりして

Q 会社を経営しているのです
が、裁判で何日も不在にするのは難しいと思います。辞退できないのですか？

過去一定期間内に裁判員などの職務に従事したり、裁判員候補者として裁判所に行つたことがある（辞退が認められた人は除外）

このような人は辞退が認められます。このうち、ご質問に関連するのは「自分が処理しないと著しい損害を生じる恐れのある重要な仕事がある」でしょう。

具体的にどのようなものが認められるかは、ケータイケースなので一概には言えません。その人ごとの事情を、裁判所が総合的に判断することになります。

ですので、もし「今は無理」と感じたら、まずは裁判所に相談してみてください。また、前の記事中もありました通り、裁判員名簿に記載された人には前年の12月頃までに「調査票」が届くなど、事前に都合を調べることになります。

Q 社員が裁判員に選ばれた場合を考えると、特別休暇な

ども、裁判員になつた社員は有給で休ませなくてはいけないのですか？ 日当が出ると聞いていましたが、そうすると二重取りになりませんか？

A 難しいところですね。裁判員の日当は1日1万円以内ですが、これをどう解釈するかによって判断が分かれかも知れません。

大企業などでは、すでに「有給休暇」を決めているところもあるようですが、中小企業については判断が分かれるところでしょう。裁判所は有給休暇制度をお願いしていますが、最終的には企業トップの判断

Q 裁判員になつた社員は有給で休ませなくてはいけないのですか？ 日当が出ると聞いていましたが、そうすると二重取りになります。

とはいえ、制度があれば社員も安心して休むことができます。裁判自体は短期間（3～5日）で終了できるような手続きをとりますから、制度を作つておくことで、業務への影響は最小限におさえることができます。裁判員として仕事を休んだことを理由に解雇等の不利益な扱いも禁止されています。

とはいえ、制度があれば社員も安心して休むことができます。裁判自体は短期間（3～5日）で終了できるような手続

きをとりますから、制度を作つておくことで、業務への影響は最小限におさえることができます。裁判員として仕事を休んだことを理由に解雇等の不利益な扱いも禁止されています。

裁判員の仕事のために必要な休暇をとることは労働基準法で認められていますし、裁判員として仕事を休んだことを理由に解雇等の不利益な扱いも禁止されています。

